合併公告

平成二十一年十月三日開催の医療生活協同組合たかまつ総代会と平成二十一年十月四日開催の香川医療生活協同組合総代会の決議により甲は乙と合併してその権利義務を承継して存続し、乙は解散することにいたしました。

この合併に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

以上、消費生活協同組合法第六十八条第四項及び同第六十八条の二第六項の規定により公告します。

平成二十一年十月五日

香川県高松市栗林町一丁目三番二四号

（甲）香川医療生活協同組合

代表理事　理事長　藤原　高明

香川県高松市木太町四六六四番地

（乙）医療生活協同組合たかまつ

代表理事　理事長　田中　眞治

組織変更公告

当組合は、平成二十一年七月二十一日開催の総会の決議により承認を受けたので、協同組合の組織を変更して株式会社日専連静岡とすることを決議しました。

この決議に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申出下さい。

平成二十一年十月五日

静岡県静岡市葵区呉服町二丁目七番地二六

協同組合静岡専門店会

代表理事　長谷川総一

資本金の額の減少公告

当社は、資本金の額を三千八百万円減少し一千万円とすることにいたしました。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、計算書類の公告義務はありません。

平成二十一年十月五日

横浜市鶴見区駒岡一丁目一番二九号

駒久産業有限会社

代表取締役　横須賀弥一

資本金の額の減少公告

当社は、資本金の額を六億五千万円減少し八千百二十九万円とし、減少する資本金の額全額を資本準備金に振り替えることにいたしました。

株主総会の決議は、平成二十一年九月二十八日に終了しております。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

金融商品取引法第二十四条第一項の規定により有価証券報告書を提出しております。

平成二十一年十月五日

広島県三原市沼田東町釜山三四五番地の六

瀬戸内開発株式会社

代表取締役　山本　新一

準備金の額の減少公告

当社は、資本準備金の額を八億五千九百五十一万九百九十二円減少することにいたしました。

株主総会の決議は、平成二十一年九月二十八日に終了しております。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

掲載紙　官報

掲載の日付　平成二十一年六月二十五日

掲載頁　一一九頁（号外第一三四号）

平成二十一年十月五日

岡山市北区御津宇垣二〇六九番地

株式会社ティ・エス・エイ

代表取締役　眞田　潤治

基準日設定につき通知公告

当社は、平成二十一年十月二十日を基準日と定め、同日最終の株主名簿上の株主をもって、平成二十一年十月二十九日開催予定の臨時株主総会における議決権を行使できる株主と定めましたので公告します。

平成二十一年十月五日

東京都渋谷区神宮前六丁目二七番八号

株式会社インターメスティック

代表取締役　上野　照博

基準日設定につき通知公告

当社は、平成二十一年十月二十日を基準日と定め、同日十九時現在の株主名簿上の株主又は登録株式質権者をもって、剰余金の配当を受ける権利者と定めましたので公告します。

平成二十一年十月五日

東京都豊島区南池袋二丁目五番五号

株式会社エム・クルー

代表取締役　徳永　吉秀

基準日設定につき通知公告

当社は、平成二十一年十月二十三日を基準日と定め、同日午前十時現在の株主名簿上の株主をもって、その所有する株式一株を一〇株とする株式分割により株式の割当てを受ける株主と定めましたので公告します。

平成二十一年十月五日

京都市左京区下鴨高木町五番地一

株式会社資産活用倶楽部京都

代表取締役　吉田　光一

定款変更につき通知公告

当社は、平成二十一年十月二十六日付で株券を発行する旨の定款の定めを廃止することにいたしましたので公告します。

なお、同日に当社の株券は無効となります。

平成二十一年十月五日

愛知県東海市中央町一丁目二七七番地

株式会社東海市建設会館

代表取締役　磯部　秀人

定款変更につき通知公告

当社は、平成二十一年十月二十日付で株券を発行する旨の定款の定めを廃止することにいたしましたので公告します。

なお、同日に当社の株券は無効となります。

平成二十一年十月五日

大阪市都島区都島本通二丁目九番一六号

株式会社松岡

代表取締役　松岡淳一郎

定款変更につき通知公告

当社は、平成二十一年十一月一日付で株券を発行する旨の定款の定めを廃止することにいたしましたので公告します。

なお、同日に当社の株券は無効となります。

平成二十一年十月五日

兵庫県尼崎市水堂町四丁目一番三一号

セイコー化工機株式会社

代表取締役　佐野　喜之

株式譲渡制限設定につき株券提出公告

当社は、定款を変更して譲渡による株式の取得につき代表取締役の承認を要する旨の定めを設けることにいたしましたので、当社の株券を所有する方は、効力発生日である平成二十一年十一月六日までに当社にご提出ください。

平成二十一年十月五日

東京都西多摩郡瑞穂町箱根ヶ崎二一一三番地

森田紙業株式会社

代表取締役　森田　英明

株式譲渡制限設定につき株券提出公告

当会社は、定款を変更して譲渡による株式の取得につき当会社の承認を要する旨の定めを設けることにいたしましたので、当社の株券を所有する方は、効力発生日である平成二十一年十一月六日までに当社にご提出下さい。

平成二十一年十月五日

名古屋市中区錦二丁目一二番三四号

マエダ株式会社

代表取締役　前田　義昭

限定承認公告

本籍神奈川県小田原市浜町四丁目一番地、最後の住所神奈川県小田原市多古三六七番地三〇

被相続人　亡　榊原　始

右被相続人は平成二十一年一月三十日死亡しその相続人は平成二十一年九月十八日横浜家庭裁判所小田原支部にて限定承認をしたから、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十一年十月五日

東京都千代田区有楽町一丁目一二番一号新有楽町ビル二階二五〇区向井田法律事務所

限定承認者榊原大輔

代理人弁護士　向井田敬之

限定承認公告

本籍京都府京丹後市網野町網野七六八番地、最後の住所京都府京丹後市網野町網野八一〇番地の五

被相続人　亡　松下　清吾

右被相続人は平成二十一年五月二十七日死亡し、その相続人は平成二十一年九月十一日京都家庭裁判所宮津支部にて限定承認をしたから、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十一年十月五日

舞鶴市南田辺四〇番地四

相続財産管理人松下慶信

右代理人弁護士　小林　義和

任意清算公告

当社は、平成二十一年八月三十一日をもって解散し、会社法第六六八条第一項の規定に基づき総社員の同意により定めた財産の処分の方法に従い清算をいたしますので、この清算の方法に異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

平成二十一年十月五日

熊本県八代市千丁町吉王丸一五八〇番地

合資会社村上商店

代表社員　村上　義一